安全･安心･便利が快適な生活へ

つながります

住環境を整えて、安全･安心･

便利で快適な生活を目指し、

在宅生活の質の向上をはかり

ましょう。



●世田谷区保健センター

専門相談課　障害者専門相談係

電話：６２６５－７５４６
FAX：６２６５－７５４９

〒156―0043
世田谷区松原６－３７－１０
保健医療福祉総合プラザ２階
https://www.setagayaku-hokencenter.or.jp

●交通機関

小田急線	梅ヶ丘駅北口	徒歩５分
	豪徳寺駅	徒歩８分
世田谷線	山下駅	徒歩８分
京王井の頭線	東松原駅	徒歩 14 分
小田急バス	松原停留所	徒歩１分



世田谷区保健センター
専門相談課

住宅改造相談の
ご案内

関係機関のみなさまへ

★こんな時にご相談ください

・どのような改造（修）を行なえばよいか、わからない

・ご本人の身体状況と住環境を評価してほしい

・住宅改造（修）のプランを確認してほしい

１．目的

住宅改造（修）や福祉用具の導入を行なう際に、専門的な相談・助言を行い、区民の在宅生活の質の向上を図ります。

２．対象

区内在住の障害のある方、またはご高齢の方

３．相談スタッフ

理学療法士　作業療法士など

４．内容

① ご本人のご自宅へ訪問し、身体状況や住環境などの評価をします。

② ご本人やケアマネジャーに対して、住環境整備に関する相談や助言を行ないます。

③ 改造（修）工事後、再度訪問し、改造（修）内容と使い勝手の確認を行ないます。また、ご本人やそのご家族、支援者に、手すりや福祉用具の使い方などの説明をします。

住宅改造相談の流れ

保健センター専門相談課に電話し、訪問を依頼・予約

↓

ご自宅へ理学療法士・作業療法士が訪問し、身体状況や住環境などについて聞き取り・評価を行ないます。

↓

・住宅改造（修）案の提示
・福祉用具選定のアドバイス

↓

施工者が提示した図面や見積もりの確認

↓

改造（修）工事後
・改造（修）内容と使い勝手の確認
・福祉用具の使い方の指導

●申込み・問い合わせ

◎世田谷区保健センター
専門相談課
障害者専門相談係
電話：６２６５－７５４６

受付時間　９:００～１７:００
土日祝日・年末年始を除く

訪問日の調整と、ご本人の身体状況、住宅改造（修）の方針などを、お伺いします。

●ご利用にあたって

・ご本人やご家族、施工者との連絡調整はケアマネジャーが行なって下さい。

・訪問の際、必ずケアマネジャー等の依頼者、関係者の同席をお願いします。

・自費で住宅改造（修）を希望される方に対しても、相談をお受けします。